

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2023年3月20日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター 契約担当役 所長

調達件名	2023年度マレーシア国別研修「女性起業家支援促進」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2023年4月28日～2023年9月30日
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	アイ・シー・ネット株式会社
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2023年3月31日（金）12:00
契約担当部署	横浜センター 研修業務課 電話番号：045-663-3221 メールアドレス：yicott1@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>
-----------	--

以 上

2023年度マレーシア国別研修「女性起業家支援促進」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下、「JICA 横浜」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、マレーシアから研修員として日本に招いた行政官や女性起業家に対し、持続可能な経済成長を達成するべく、経済活動への参加が増えている女性起業家への支援制度の構築に必要な知識に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、アイ・シー・ネット株式会社（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、日本国内のみならず途上国において、女性起業家支援や女性の経済的エンパワーメント支援をテーマとした研修や専門家派遣等に長年携わり、多数の実績と知見があります。また、学術分野や民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学官民から多様な講師を招へいできます。以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023年度マレーシア国別研修「女性起業家支援促進」に係る
研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間(予定)：2023年5月29日 - 31日（遠隔研修3日間）
2023年7月上旬（本邦研修1週間）
- (4) 契約履行期間(予定)：2023年4月26日～2023年9月30日

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」

(平成 20 年 10 月 1 日規程 (調) 第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総) 第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えてい

ること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:

本国別研修は、2023年度1回のみでの契約とする。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年3月31日(金)12:00締切
	提出場所	JICA 横浜 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書(写し可)
	提出書類	参加意思確認書、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	(西暦)2023年4月3日(月)
	通知方法	メール

(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 横浜 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	(西暦) 2023 年 4 月 10 日 (月)
	回答予定日	(西暦) 2023 年 4 月 17 日 (月)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2023年度マレーシア国別研修「女性起業家支援促進」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、第一期契約に係るものである。第二期以降については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2023年度マレーシア国別研修 「女性起業家支援促進」

(2) 研修実施回数

第一回 遠隔研修

第二回 本邦研修

(3) 技術研修期間（予定）

遠隔研修：2023年5月29日 - 31日（3日間）

本邦研修：2023年7月上旬（1週間）

(4) 研修員（予定）

1) 定員 12人（遠隔研修：オブザーバー60名）

2) 研修対象国 マレーシア

3) 研修対象組織

Women's Business Association 所属の女性起業家
行政官

(5) 研修使用言語

英語

(6) 研修の背景・目的

女性の労働市場への参入促進は、ジェンダー不均等の是正とともに持続可能な経済成長にも寄与する潜在性があると国際的に認識されており、マレーシアにおいても経済活動への参加を通じた女性のエンパワーメントが優先課題の一つとなっている。同計画には、コロナ禍の影響による経済停滞からの回復や持続可能な経済成長を目標として、全企業数の約97.2%を占める中小企業の競争力強化や政府による女性起業家育成などの取り組みが盛り込まれている。

さらに、同国が2019年に策定した国家起業家政策（National Entrepreneurship Policy 2030）では、中小企業の国際市場における競争力強化や同国における起業文化醸成の推進にかかる数値目標として、2030年までに Global

Entrepreneurship Index ランキングで 25 位以内に、中小企業の GDP への寄与度を 50%に引き上げること等を設定している。

しかし、同国では、男性起業家に比べて女性起業家の成功例は限られている。男性起業家は様々な事業分野で活躍している一方、女性は小売業やケアサービス等の特定の分野に限定される傾向がある。中小企業において、経済活動に参加する女性の数は増加傾向にある一方で、女性の金融サービスへのアクセスや起業のためのトレーニング、ビジネスネットワーキングの機会が限られていることなど、多くの課題がある。

このような課題に対して、同国政府は財務省傘下の中小企業支援を行う SME Bank による My Smart Lady という女性起業家のニーズを反映してデザインした貸付スキーム等の複数のプログラムを実施しているものの、制度の質の低さや関係省庁・機関の連携不足等により、その効果は限定的となっている。

これらを踏まえて、同国政府より、マレーシア中小企業公社（SME Corp. Malaysia）を実施機関として、女性起業家への支援制度や女性起業家自身の取組について日本の事例の視察や両国関係者による知見共有を図る研修実施が要請された。

（7）案件目標

女性起業家を支援するための具体的な方策や活動が考案される。

（8）単元目標（アウトプット）

成果 1：マレーシア及び日本の中小企業やその振興政策を担う女性起業家支援の取り組みについて、マレーシアと日本両国の知見の共有が図られる。

成果 2：企業・企業経営のための能力強化及び女性起業家自身の経験についての情報交換が図られる。

成果 3：女性による起業を促進するための支援制度やビジネスモデルに関する知識について、行政官と女性起業家の双方で理解が深まる。

（9）研修内容

① 研修項目

ア) 遠隔研修

(a) インセプションレポート発表

(b) 日本の女性起業家の現状と支援施策に係る講義

(c) ビジネスとジェンダー平等に係る講義

(d) JICA の取り組み（KAIZEN、SHEP、NINJA 等）に係る講義

(e) 類似研修の研修員による経験共有

イ) 本邦研修

- (a) 女性起業家のビジネス視察
- (b) クラウドファンディングの事例紹介
- (c) 日本の自治体による女性起業家向けのプログラムに係る講義
- (d) 持続的な企業経営にかかる講義
- (e) アクションプラン作成及び発表

② 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実験／実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

③ 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

ウ. 評価会及び閉講式

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年4月26日～2023年9月30日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

研修目標達成のために、女性起業家支援の取り組みに関する日本の優良事例を紹介し、具体的な支援制度の構築に必要な知識について研修を実施する。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案（日・英）の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認

- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) プログラム・オリエンテーションの実施
- 14) 研修員の技術レベルの把握
- 15) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 16) 研修員からの技術的質問への回答
- 17) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 18) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 19) 閉講式実施補佐
- 20) 研修監理員からの報告聴取
- 21) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 22) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 23) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

留意事項

- （１） 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- （２） 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上